

流動動産・債権担保における 「担保権の侵害」と設定者の処分権

——担保設定者の担保価値維持義務の視点から——

小 山 泰 史*

目 次

- I 問題の所在
- II 流動（集合）債権譲渡担保に対する「侵害」
- III 流動動産譲渡担保権の「侵害」と処分権の射程
- IV 流動動産譲渡担保における設定者の担保価値維持義務
- V 結 語

I 問題の所在

1 近年、流動動産・債権の譲渡担保につき、これらの「包括的な担保権」という視点から論じる論稿が複数現れている¹⁾。現在では、「動産、債権の包括的な担保化について、債務者・担保設定者、債権者・担保権者、債務者の他の債権者などの利害関係人の利益の競合とその調整という観点で、論点を整理して、法律関係を分析」「検討して、解釈論、立法論

* こやま・やすし 上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）教授

1) 近時の文献として、千葉恵美子「集合動産譲渡担保理論と集合債権譲渡担保理論の統合のための覚書——流動財産担保法制の理論的課題を明らかにするために」名古屋法政254号（2014年）289頁、能美善久「ABLと担保」『金融法務研究会報告書 動産・債権担保融資に関する諸問題の検討』（2010年）1-8頁、中田裕康「将来または多数の財産の担保化」同報告書14-15頁、小山泰史『流動財産担保論』（成文堂・2009年）1-5頁、池田雅則「集合財産の担保化」吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務・2014年）429頁以下等がある。

を提示することが」期待されているという²⁾。

では、このような担保手段について、「担保権の侵害」を観念するとすれば、それは「どのような態様で」、「誰によって」、「どのような内容で」侵害が生じるのか。最判平成13年11月22日（民集56巻6号1056頁）に代表される流動（集合）債権譲渡担保に関する判例法理の発展と、ABL（asset-based lending）の普及を前提とすれば、流動動産譲渡担保権および流動（集合）債権譲渡担保を「担保権の侵害」という観点から検討する必要がある。

2 第三者の侵害行為によって担保権の目的物が滅失・損傷し価値が低下した場合、担保権者にはどのような法的保護が与えられるべきかについては、担保権者が不法行為者に対して損害賠償請求をなし得るのはどの時点からで、その損害額の算定方法、および、物上代位以外に担保権者固有の不法行為に基づく損害賠償請求を認めてよいのか、といった点に議論が集中してきた³⁾。特に抵当権については、目的物の占有を伴わずにその物の価値を支配し、そこから優先弁済を受け得る権利であることから、目的物を占有する行為は、そのことが目的物の担保価値を減少させない限り抵当権侵害とはならず（大判昭和9年6月15日民集13巻1164頁）、また、目的物を毀損する行為も、目的物の残存価値が被担保債権を上回る場合には不法行為とはならないとされる⁴⁾。

他方で、不動産譲渡担保については、例えば、大阪高判昭和59年10月16日（判時1140号91頁）は、不動産譲渡担保権者が被担保債権の弁済期到来前に、「譲渡担保権者が目的不動産の換価手続の一環として第三者に対しその占有する目的不動産の明渡しを求めることができる場合においても、明渡しを拒否して占有を継続する右第三者に対し、所有権を侵害されたこ

2) 藤井徳展「動産と債権の包括的な担保化による資金調達と、その立法的課題」高田昌宏=野田昌吾=守矢健一編『グローバル化と社会国家原則——日独比較シンポジウム』（信山社・2015年）183頁。

3) 田高寛貴「担保権侵害による損害賠償請求に関する一考察——所有権侵害に対する救済との調整の視点から——」名古屋法政227号（2008年）341頁。

4) 吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣・2010年）55頁。

とにより賃料相当の損害を被ったとしてその賠償を求めることは、評価清算前においても自らが目的不動産の使用、収益することができる旨の約定があるなど特段の事情のない限り、できない」とした。また、東京高判平成4年7月23日（判時1431号128頁）は、「譲渡担保設定者は、清算金が支払われるまでは、原則として、譲渡担保権者からの明渡しの請求を拒み得るものであるところ、清算金の支払未了の間に譲渡担保権者の第三者に対する明渡請求を認めることは、結局において、清算金支払または目的物件を占有・使用し得る譲渡担保設定者の利益を損なうことになるから」、「債務者が被担保債務の履行を遅滞した場合においても、譲渡担保権者は、清算金の支払を完了するまでは、目的物件を占有する譲渡担保設定者以外の第三者に対しても、目的物件の明渡しを求めることはできない」とした⁵⁾。

3 不動産譲渡担保について担保的な構成を採り、かつ、担保不動産の占有が設定者に留められている限り、その侵害については、抵当権に準じて考えれば足りるであろう⁶⁾。しかし、流動動産・債権の譲渡担保についてその「侵害」をどのように考えるかは、道垣内弘人教授が1989年の金融法学会のシンポジウムにおいて集合物譲渡担保について詳細に論じているのがほとんど唯一の議論であったようである⁷⁾。

その際の議論では、譲渡担保設定者の通常の営業の範囲内で処分がなされたかどうかを検討の中心にあった。他方、債権譲渡担保に関する最近の研究は、設定者の処分権の範囲に焦点を当てている⁸⁾。流動動産・債権の

5) 被担保債権の弁済期到来により譲渡担保権者が担保目的物の処分権を獲得することにつき、小山泰史「流動動産譲渡担保における『弁済期到来時』の持つ意味」みんけん（民事研修）637号（2010年）2頁以下を参照。

6) 不法占有者に対する明渡請求等につき、最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁および最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁を参照。

7) 道垣内弘人「『目的物』の中途処分」同『非典型担保法の課題 現代民法研究Ⅱ』（有斐閣・2015年）120頁以下（初出＝シンポジウム「集合物譲渡担保の再検討」金融法研究資料編（5）128頁以下（1989年））。

8) 例として、清水祐介「シンポジウム 倒産実務の諸課題と倒産法改正 第1部 将」

譲渡担保を一括して担保手段として利用する場合を想定するなら、担保目的財産の処分権についても両者の間に連続性をもって分析する必要がある。また、この種の担保手段については、後述のごとく、設定者による「担保価値の補充の懈怠」（担保価値維持義務の懈怠）という態様で担保権の侵害が生じ得ることに鑑みれば、「担保権の侵害」と、設定者の担保目的財産の処分権とを、関連づけて論じるべきものと思われる。

4 本稿では、以下、次のような構成を採る。まず、流動（集合）債権譲渡担保の「侵害」について検討し（Ⅱ）、次に、流動動産譲渡担保権の「侵害」と設定者の処分権の射程の関係を論じる（Ⅲ）。そして、流動動産譲渡担保権における設定者の担保価値維持義務について考察し（Ⅳ）、最後に簡単にまとめを行う（Ⅴ）。

Ⅱ 流動（集合）債権譲渡担保に対する「侵害」⁹⁾

1 既発生 of 債権であれば、例えば、債権者Aが、その債務者Bが第三債務者Cに対して有する代金債権の受領をする権限を債務者Bから受け、これに基づき受領した金銭を債権に充当するとする（代理受領）。このとき、CがBに債務の弁済をなしたとき、AはCに対して損害賠償を請求できるか。判例は、第三債務者は正当な理由なく担保的利益を侵害しないようにする義務を負い、これに違反したときは不法行為になるとする（最判昭和44年3月4日民集23巻3号561頁）。このとき、AのBに対する債権につき他に保証人Dがいる場合はどうか。判例は、1個の債権が数人の担保提供者によって担保されているときでも、全体を1個の担保とみれば、そのうちの一種の担保が失われても、残存する担保によって十分に担保されて

↘ 来債権譲渡」金法1995号（2014年）9頁以下等。

9) 譲渡される債権の種類も考慮しなければならない。賃借権が流動性ある債権譲渡担保の目的となることは考えにくい。このような場合には、賃貸不動産の毀損等についても検討を要する。道垣内弘人「第4章担保の侵害」同『典型担保法の諸相 現代民法研究Ⅰ』（有斐閣・2013年）54頁。

いる場合でも、債権者としてはどの担保権から債権の満足を得るのも自由であるから、そのうちの1個の担保が失われたことでその担保権から債権の満足を受けられなくなったこと自体が損害だと解する（最判昭和61年11月20日判時1219号63頁）。

以上の理を流動債権譲渡担保に当てはめれば、債権譲渡人がB、譲渡債権の債務者がC、債権譲受人（譲渡担保権者）がAである。BからAへの債権譲渡後も、AはBに対してCからの取立権を与え、その一方で、AはCに対して、確定日付ある通知により、債権が譲渡されたこと、および、Aから改めてAに支払うべき旨の通知があるまでは、従前と同様、CはBに支払えば足りることを通知する。CがAに弁済する行為は、AがBに与えた取立権に基づくから、この取立がBのAに対する不法行為（債権譲渡担保権の侵害）に当たらないことはいうまでもない。

2 次に、将来債権が実際に発生した時点で、債権譲渡人（譲渡担保設定者）の別の債権者が、譲渡人の自称代理人となって当該債権を取り立て、自己の債権について充当してしまう行為（侵害者も債権者である場合）はどうか。このとき、譲渡担保権者には固有の不当利得返還請求権が帰属するのか。

譲渡担保権者Aが譲渡担保設定者である債権譲渡人Bに取立権を与え、自己の運転資金としての費消を認めている限りは、運転資金相当分の財貨の不足を設定者に発生させるから、不当利得返還請求権は債権譲渡人である譲渡担保設定者Bに帰属し、譲渡担保権者Aは請求権者ではない。また、担保権実行通知を第三債務者Cに送付する以前の段階では、設定者の取得する民法709条の損害賠償請求権については、設定者Bは、その損害賠償金をもって新たな運転資金を得て取引を継続して債権の発生の循環を継続すべきである。仮に東京地判平成14年8月26日（金法1689号49頁）のように、債権譲渡担保について物上代位を認めるとしても、その特約なき限り損害賠償請求権についてAからの物上代位も認めるべきではない。

3 債権質の場合、質権設定者と第三債務者の間で譲渡債権の放棄や相殺、更改等を行うとき、質権設定者は質権者に対抗することができな

い¹⁰⁾。これと同様、流動債権譲渡担保につき、債権譲渡人Bに取立権が与えられ、自己の運転資金への組み入れと費消が許される場合に、譲渡債権を自動債権として、第三債務者Cが譲渡人に対して有する債権と対当額で相殺することは、債権譲渡担保の侵害と評価されるか。この行為を、譲渡担保権者から与えられた譲渡債権の処分権の範囲内の行為と考えるならば、譲渡担保設定者の担保価値維持義務違反とは評価できないであろう。流動債権の譲渡担保は、一方で担保の価値の消滅・減少を設定者に認めながら、その補充をなさしめるものであり、価値の増減は譲渡担保権者自身が一定の範囲内で許容しており、実際に実行してどれだけ回収できるかのリスクを自ら負うからである。

次に、将来債権が譲渡担保の目的とされた後、債権譲渡人（譲渡担保設定者）Bが譲渡債権の債務者Cから要請されて譲渡禁止特約を結ぶことは、債権譲受人Aの譲渡担保権の侵害となるだろうか。判例は、将来債権を譲渡した後に具体的に発生する債権は、譲渡が禁止されたものとして発生するため、債権譲渡は無効であり、かつ、譲受人は善意無重過失（最判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁）であっても債権譲渡は有効とはならないと解している¹¹⁾。「善意」とは、現に譲渡禁止特約があるという事実を知らないことをいうので、譲渡禁止特約よりも前に譲渡がされた場合は、譲渡時における「善意」の概念が生ずる余地が無いから、と説明される¹²⁾。

近時、東京地判平成24年10月4日（判時2180号63頁）は、譲渡禁止特約の成立時期が、第三者対抗要件具備には後れるが、債務者対抗要件の具備

10) 道垣内弘人『担保物権法〔第3版〕（有斐閣・2008年）111頁（民事執行法145条1項の類推適用）、高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣・2005年）87頁、原謙一「『担保価値の維持』に関する理論的枠組みについて」横浜法学23巻2号（2015年）66頁。

11) 上垣勝裕・小川秀樹編『一問一答動産・債権譲渡特例法〔3訂版補訂〕（商事法務・2009年）53頁、道垣内・前出注(10)353頁。粟田口太郎「ABL実務の近時の動向と担保設定時・担保実行時における諸問題」事業再生と債権管理126号（2009年）124頁は、「譲渡される債権である売掛金債権に譲渡禁止特約が付されている場合には、係る担保価値の保管は、その分制約される」とする。

12) 粟田口・前出注(11)126頁。

よりは先であった事案につき、「債権の譲渡の禁止の特約についての善意（民466条2項但書）とは、譲渡禁止の特約の存在を知らないことを意味し、その判断の基準時は、債権の譲渡を受けた時であるところ、本件……債権の譲渡当時被告（譲受人の）善意について論ずることは不可能であって、無意味」であるとして、譲受人の債権取得を否定した¹³⁾。すなわち、「本件では、債務者に債権譲渡通知がされた時点は、譲渡禁止特約の締結後である。譲渡人と債務者とが特約を締結した時点において、譲受人は債権譲渡の効果を債務者に対抗できない状態であったから、債務者は債権譲渡を無視して行動することができてよいはずである。債務者が法律関係を形成する自由、すなわち、譲渡禁止特約を締結する自由が、先行する将来債権譲渡によって無条件に制約されるべきでない。したがって、債務者は特約違反の譲渡の無効を主張できるということを原則に据えるべきである。しかし、債権譲渡の債務者対抗要件が具備された後においては、債務者が譲渡を無視することは許されない¹⁴⁾」、というのである。

流動（集合）債権の譲渡担保権者は、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあつては、契約当事者は、譲渡の目的とされる債権の発生の基礎を成す事情をしんしゃくし、右事情の下における債権発生の可能性の程度を考慮した上、右債権が見込みどおり発生しなかった場合に譲受人に生ずる不利益については譲渡人の契約上の責任の追及により清算する

13) 反対・水津太郎「東京地判平成24年10月4日判批」判評662号（判時2211号）23頁・29頁（2013年）（譲渡禁止特約の成立時期が、将来債権譲渡契約の締結後、債務者対抗要件（権利行使要件）の具備前であった場合には、債務者は特約を譲受人に対抗できるが、目的債権が具体的に発生し、債務者対抗要件が具備された後に特約が付された場合には、特約を譲受人に対抗できないとする）。同旨・遠藤元一「東京地判平成24年10月4日判批」銀法761号（2013年）6頁、石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（有斐閣・2013年）294-295頁、同「東京地判平成24年10月4日判批」リマックス48号（2014年）28頁。なお、東京地判平成27年4月28日金判1472号50頁も、前掲東京地判平成24年10月4日と同旨である。

14) 石田・前掲書・前出注(13)294-295頁、同「東京地判平成24年10月4日判批」前出注(13)28頁。

こととして、契約を締結するものと見るべきである」(最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁)。よって、債権譲渡人が債権譲渡契約後に譲渡禁止特約を締結したとしても、譲渡人に対する債務不履行責任を追究することによって、譲渡債権不発生リスクを引き受けることになろう。譲渡債権の第三債務者の弁済先固定の利益を考えると、流動債権の譲渡担保権者から、第三債務者に対する請求を考える余地はない。譲渡担保権者は、債権譲渡契約締結後、具体的に発生した債権につき譲渡禁止特約締結を禁止することを特約で定めておき、その事態の発生を被担保債権の失期事由として定めて、譲渡債権の取立権を譲渡人から奪取したうえで、譲渡禁止特約の付されていない他の譲渡債権を直接取り立てる等に対応することになろう¹⁵⁾。

4 債権譲渡禁止特約の締結の例でも分かるように、流動(集合)債権譲渡担保において、未発生将来債権について、「担保権を侵害する」ないし「侵害の恐れを惹起する」ことが観念できるのは、その具体的な発生を妨げる行為を指すことと考えられる。

以上の議論は、債権譲渡人＝譲渡担保設定者が倒産手続に至った場合には、より顕著にその特徴を顕現させる。例えば、新薬販売部門が取引先からの注文に応じて医薬品を納入することによって、向こう3年間にわたって生ずる売掛債権全てを銀行に担保目的で譲渡する場合を考えてみよう。将来債権の譲渡の視点から見れば、債権譲渡人である譲渡担保設定者が、将来の売掛債権を引当に金銭を借りた以上は、正当な理由なしに、その発生原因である事業を縮小したり廃止することは、その担保価値維持義務違反を生ぜしめる¹⁶⁾。「正当な理由」の有無は、債権の性質に応じて、担保

15) 上記の譲渡禁止特約の締結の事例は、破産管財人の担保価値維持義務を論じた最判平成18年12月21日民集60巻10号3964頁(敷金返還請求権が質権の目的とされた場合に、質権設定者である賃借人が、正当な理由なくして貸貸人に対し未払債務を生じさせて敷金返還請求権の発生を阻害することは、質権者に対する担保価値維持義務に反するとした)に鑑みると、「正当な理由に基づかないで」譲渡債権の発生を阻害しているとはいいいにくい事例といえよう(担保価値維持義務違反上の例外としての「正当な理由」)。なお、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」第18.4(2)も参照。

16) 井上聡「将来債権譲渡担保と民事再生」ジュリスト1446号(2012年)71頁。前掲最判

目的財産としての不確かさまたは設定者に許されるべき自由度を考慮すれば足りる¹⁷⁾。新薬の開発費用が企業の存続を脅かすような負担となっているために新薬製造販売事業を縮小・廃止しジェネリック医薬品事業に特化する等、事業上の明らかな必要性が客観的に認められる場合を除いて、設定者が新薬製造販売事業を大幅に縮小することは許されない。その一方で、流動債権譲渡担保の設定以前と同様に事業を営んでいれば、外部環境の変化等によって売上げが減少しても、担保価値維持義務違反にはならないと解される¹⁸⁾。同様に、流動債権譲渡担保の設定者につき民事再生手続が開始され、再生手続において事業が継続されたが、販売不振などにより経営状態が改善しないため、売掛債権の価値が減少する場合には、これは担保価値維持義務違反とは言い難い¹⁹⁾。

その半面、譲渡担保設定者である債務者Bにつき民事再生手続が開始され、再生債務者（譲渡担保設定者）が、売掛債権の一部（10%）のみを譲渡している場合や、譲渡期間があと1年しか残っていない場合等、流動債権譲渡担保の負担付きで当該事業を第三者Dに売却することができるにもかかわらず、その負担なしにD社に当該事業を売却することは、再生手続の下であっても許されない（正当な理由なしに売掛債権の発生を阻害してはならない義務）。その場合、再生債務者Bは、流動債権譲渡担保の負担付きであれば10億円でしか売れなかった事業をその負担なしに20億円で売却したとすれば、差額の10億円について、譲渡担保権者Aに対し、B社の担保価値維持義務違反によってAが被った損失額の限度で、不当利得返還債務を負担することになる²⁰⁾。

↳平成18年12月21日も参照。

17) 伊藤眞・道垣内弘人・山本和彦編著『担保・執行法の現在——事例への対応』（有斐閣・2014年）330頁。

18) 伊藤=道垣内=山本・前出注(17)330頁。

19) 伊藤達哉「民事再生手続における流動資産譲渡担保の担保価値維持義務」事業再生と債権管理131号（2011年）168頁。

20) 伊藤=道垣内=山本・前出注(17)331頁および同頁注(12)。前掲最判平成18年12月21日民集60巻10号3964頁の説示を前提とする。

5 流動（集合）債権の譲渡担保においては、担保設定者が流動資産の発生原因となっている取引関係を維持することが大前提となっている。したがって、譲渡担保設定者である債権譲渡人がそのまま再生債務者となった場合、対抗力ある別除権と一体不可分として、手続開始後も流動資産の発生原因となっている取引関係を維持するため、当該将来債権を放棄または免除してはならない義務や、それと同視し得るような発生原因毀滅行為をしてはならない義務（「原因関係維持義務」）を負っている²¹⁾。「将来債権譲渡の効力を限定的に解しつつ、その債権の発生を阻害しないという（担保）価値維持義務の範囲は、基本的には（将来債権）譲渡の効力が及ぶ範囲と一致させること」が望ましい²²⁾。言い換えれば、譲渡担保設定者である債権譲渡人に与えられた処分権の射程は、彼に課された原因関係維持義務ないし担保価値維持義務と、コインの表裏の関係にある²³⁾。しかし、譲渡担保権者は、前掲最判平成11年11月21日が示すように、債権が発生しないリスクを織り込んで将来債権の譲渡を受けていることを看過すべきではない。

6 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第18.4(1)第2文は、「将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする」とし、また、同18.4(4)は、「将来債権の譲受人は、上記(1)第2文にかかわらず、譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。」としていた。この提案の「概要」では、「将来債権の譲渡は、譲渡人が処分権を有する範囲でなければ効力が認められないため、譲渡人以外の第三者が締結した契約に基づき

21) 井上聡「将来債権譲渡法制のあり方」事業再生と債権管理129号（2010年）122頁、伊藤達哉・前出注(19)168頁。

22) 小林信明「倒産法における将来債権譲渡に関する規定の創設」東京弁護士会倒産法部編『倒産法改正展望』（商事法務・2012年）317頁。

23) 清水祐介・前出注(8)17頁。

発生した債権については、将来債権譲渡の効力が及ばないのが原則である。しかし、第三者が譲渡人から承継した契約から現実には発生する債権については、譲渡人の処分権が及んでいたものなので、将来債権譲渡の効力が及ぶと解されている。本文(4)は、以上のような解釈を明文化することによって、ルールの明確化を図るものである。」との説明がなされていた。

すなわち、流動（集合）債権譲渡担保の設定者に担保権者から与えられた「処分権」の射程が、設定者の担保価値維持義務ないし原因関係維持義務の範囲を画するのであって、その処分権の内容は、① 将来債権を発生させる契約を締結して実際に債権を発生させること、② 設定者側の第三債務者に対する債務を履行して、発生した譲渡債権の第三債務者の抗弁を喪失させること、という2つの側面を有するのである²⁴⁾。

もっとも、これらの義務が、倒産手続以外の場面、換言すれば、流動（集合）債権譲渡担保が実行される以前の段階、すなわち、将来債権の譲渡後も依然として譲渡人が目的債権の取立を継続している段階でどこまで妥当するかは、注意を要する。流動（集合）債権譲渡担保設定者（譲渡人）に対して、このような義務を広範囲に課せば、設定者の経営活動を阻害し、その活動に対して担保権者が介入する余地を認めることになるからである。

Ⅲ 流動動産譲渡担保権の「侵害」と処分権の射程

1 かつて、道垣内弘人教授は、1989年の金融法学会において、集合物譲渡担保における目的物の中途処分に関する報告を行った。そこでは、「処分」として、第1に設定者による売却、第2に第三者による毀損、第3に設定者の第三者による差押えの3つを想定する。それぞれの内部で

24) 清水祐介・前出注(8)17頁。和田勝行『将来債権譲渡担保の倒産手続』（有斐閣・2014年）30頁注(90)は、②に関連して、譲渡人による契約の履行が譲渡対象債権の弁済期到来ないし第三債務者の抗弁除去をもたらし、当該債権の経済的価値を現実化させることを「価値の現実化」と呼ぶ。

は、(1) 集合物を構成する個々の動産の処分の場合と、(2) 流動性を保ったままの集合物自体の処分の場合とを分け、さらに、この(1)(2)の中で、① 集合物そのものが譲渡担保の目的物であり、個々の動産についてはその構成要素としての位置づけしか与えない立場からの帰結と、② 集合物そのものも譲渡担保目的物であるが、個々の動産もそれとともに目的物であるとの立場からの帰結からの考察を組み合わせて展開する²⁵⁾。まず、個々の動産の処分が設定者の通常の営業の範囲内で行われた場合、集合物論につき①・②の区別を問わず、個別動産の譲受人は譲渡担保の負担を負わずに所有権を取得する。「通常の営業の範囲を超える処分」の場合、①では、譲渡担保権者は譲渡担保から離脱する個別動産に何ら権利を持たず、集合物の価値毀損行為として不法行為が問題となるにすぎない。損害額の算定が困難であり、譲渡担保権実行の前の損害賠償請求は認められない。損害額は、侵害によって優先弁済の受けられなくなった額の限度となる。他方、②によれば、このとき、第三者が即時取得するまで、譲渡担保権者は当該個別動産を集合物の範囲への返還を求めることができると解する²⁶⁾。

次に、第三者によって個々の動産が毀損された場合、①では集合物の一部の毀損に当たり、不法行為の問題となり、設定者が不法行為者に対して有する損害賠償請求権に物上代位できるかが問題となるが、道垣内はこれを否定する。その上で、通常の営業の範囲を超える処分の場合、設定者

25) 道垣内・前出注(7)121頁(初出=金融法研究資料編(5)(1989年)129頁)。本文中の①および②は、森田修のいう「集合物論Ⅱ」および「集合物論Ⅰ」に対応する。森田修「『固定化』概念からの脱却と分析論回帰の志向——最小小決平成22.12.2判批」金法1930号(2011年)55頁。なお、田村耕一「集合動産譲渡担保の物上代位に関する裁判例の横断的小考——名古屋高等裁判所金沢支部平成26年10月31日決定を契機に」広島法学39巻2号(2015年)1頁以下、12頁は、集合物譲渡担保の担保設定者は、担保権者が担保権を実行するまでの間、目的物を任意に処分する権利を有しているが、集合物の補充の見込みもないのに構成物の全てを売却する行為は、担保価値を毀損するものとして、担保権侵害の不法行為を構成するべきとの判断を示した事例として、東京地判平成22年5月14日ウエストロー・ジャパン文献番号010WLJPCS05148019を挙げている。

26) 道垣内・前出注(7)123-125頁(初出=金融法研究資料編(5)132-133頁)。

に担保契約違反（担保価値維持義務違反）があり、補充の意図がないから、譲渡担保権者に直接の損害賠償請求権を認める余地がある。しかし、設定者に契約違反のない場合は、設定者の補充を待つのが本筋であり、譲渡担保権者の損害賠償請求権は否定すべきとする。この結論は、②をとっても大差ないとされる²⁷⁾。

さらに、「集合物全体の毀損」として、「甲倉庫内の一切の在庫品²⁸⁾」に譲渡担保が設定され、甲倉庫に第三者が放火して集合物である倉庫が全焼した場合や、倉庫の東半分を区切って、そのエリアの一切の商品に譲渡担保を設定しているとき、その区分けの指標のロープや目印を毀損する行為は、集合物の特定性を失わせる行為（物理的毀損）である²⁹⁾。第1に、譲渡担保設定契約により担保減失が失期事由とされているなら、譲渡担保が実行できる状態になったので加害者たる第三者に損害賠償請求ができる。第2に、設定者に担保提供義務ないし担保保持義務（担保価値維持義務）が定められているなら、設定者は集合物を元の状態に回復する義務を負い、この義務が履行されなければ民法137条3号により被担保債権の弁済期が到来して、第1の場合と同様、第三者に損害賠償請求もできるようになる。なお、第1・第2の約定もなければ、損害賠償請求はできないこととなる。

道垣内教授の分析以外で流動動産譲渡担保権の「侵害」として考えられるのは、例えば、流動動産譲渡担保の実行通知後、設定者がこれにより固定化された目的動産を故意に処分・隠匿したり、さらに固定化後の搬入動産（非担保物）との判別を不能にしたりすることにより、担保目的物また

27) 道垣内・前出注(7)126-127頁（初出＝金融法研究資料編(5)134-135頁）。

28) 最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁は、目的動産の種類及び量的範囲が普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品と、その所在場所が譲渡担保権設定者の倉庫内及び同敷地・ヤード内と指定されているときは、目的物の範囲が特定されているとした。

29) もっとも、ICチップを個別動産1個1個につけて期中管理をしている場合は、指標や目印を毀損するような態様での特定性の喪失を導く侵害行為を観念する必要はないであろう。

はその価値を毀損・毀滅させ、執行不能の恐れを生じる場合³⁰⁾や、集合物を構成する個別動産（構成個物）の商品を、集合物たる倉庫以外の保管場所で管理する行為³¹⁾を挙げることができる。これらは、いわば債権者のモニタリング機能³²⁾を妨げるような事実行為（モラルハザード）の例といえよう。

2 最判平18年7月20日（〔平17（受）第948号〕（民集60巻6号2499頁））は、最高裁として、譲渡担保設定者に初めて「通常の営業の範囲内」で個別動産の処分権が認められることを正面から肯定した判決である。最高裁は、① はじめて「通常の営業の範囲内の処分」を設定者に当然に認められるとし、② その範囲を超えた処分は無権限処分だとし、当該動産が搬出等により集合物の構成要素でなくなる限り、処分を受けた者が所有権を取得することはないとした³³⁾。本判決に関する調査官解説によれば、流動集合動産譲渡担保の目的物は、集合物としての同一性を維持しつつも、構成部分は変動することが予定されており、設定者は、通常の営業の範囲内において、個別の動産を、集合物から分離して処分する権限が与えられている。その権限は、設定契約に具体的な定めがなくとも、集合物の性質上当然に導かれるものであって、設定者が通常の営業の範囲内において個別動産を処分した場合には、処分の相手方は、設定者に留保された権限に基づく処分として、当該動産について、譲渡担保の拘束を受けることなく確定的に所有権を取得し得る。また、このことは、本件のように、目的物が保管場所から搬出される以前であっても同様である、と³⁴⁾。

30) 粟田口太郎「倒産手続における ABL 担保権実行の現状と課題——再生手続における集合動産譲渡担保権の取扱い——」金法1927号（2011年）91頁。

31) 名古屋地判平成15年4月9日金法1687号47頁は、一つの店舗内の商品が店舗の3階から1階へ移動されたとしても、特定性はなお充たされているとした。

32) ABL において在庫の期中管理の重要性についてはいうまでもない。西村健「在庫システム・処分の新しい商流の実務運用」事業再生と債権管理132号（2011年）115頁。

33) 道垣内弘人「最判平成18年7月20日判批」金判1248号（2008年）1頁。

34) 宮坂昌利「最判平成18年7月20日調査官解説」『最高裁判所判例解説民事篇平成18年度（上）』848頁，852－853頁。

この指摘は、流動動産譲渡担保権であっても、設定者の処分権の射程が、流動債権譲渡担保と同様、担保権の効力の及ぶ範囲と設定者の担保価値維持義務の範囲を画することを示している。したがって、流動動産譲渡担保権においても、設定者ないし第三者の行為がその「侵害」に当たるかを検討するに際して、流動（集合）債権譲渡担保と同様に、設定者の「担保価値維持義務」とその処分権の範囲（「通常の営業の範囲」内の処分であるかどうか）が関係するといえる³⁵⁾。

3 最決平22年12月2日（民集64卷8号1990頁）は、「構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権は、譲渡担保権者において譲渡担保の目的である集合動産を構成するに至った動産（以下「目的動産」という。）の価値を担保として把握するものであるから、その効力は、目的動産が滅失した場合にその損害をてん補するために譲渡担保権設定者に対して支払われる損害保険金に係る請求権に及ぶと解するのが相当である。もっとも、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保契約は、譲渡担保権設定者が目的動産を販売して営業を継続することを前提とするものであるから、譲渡担保権設定者が通常の営業を継続している場合には、目的動産の滅失により上記請求権が発生したとしても、これに対して直ちに物上代位権を行使することができる旨が合意されているなどの特段の事情がない限り、譲渡担保権者が当該請求権に対して物上代位権を行使することは許されない」とした。

以上の2つの最高裁の判断は、「通常の営業の範囲内の処分」ないし「通常の営業の範囲を超える」処分（以上、最判平成18年7月20日）と、物

35) 「通常の営業の範囲を超える処分」について、譲渡担保の所有権的構成と担保的構成、および集合物を徹底する立場と、集合物をより実体的に捉えて、集合物の構成個物に対する支配権を強調する立場のそれぞれの組み合わせについての検討につき、能美善久「ABLと担保」金融法務研究会『動産・債権譲渡担保融資に関する諸課題の検討』（2010年）10-11頁を参照。なお、田高寛貴「譲渡担保と所有権留保（再発見・担保物権法第10回）法教424号（2016年）87頁注(18)は、後順位の譲渡担保権の設定は先順位の譲渡担保権を侵害しないので、譲渡担保設定者には前者を設定する権利があることを指摘する。

上代位権の行使を阻害する「通常の営業の継続」(最決平成22年12月2日)という類似の概念を用いる。特に、後者は、物上代位権行使の特約があれば「通常の営業の継続」中であっても物上代位をなし得るとの傍論を示す。同決定は、損害保険金請求権の性質を有する漁業の共済金請求権の事案であったが、例えば、譲渡担保設定者が、集合物の構成個物を毀損した加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を取得する場合に、物上代位の特約があれば、固定化以前の段階でも物上代位をなし得る余地を認めるともいえる。これら「通常の営業」を冠する概念が、譲渡担保設定者の処分権の範囲と関係することはいうまでもない。

4 なお、流動動産譲渡担保については、とりわけ民事再生手続との関係で、設定者の担保価値維持義務が論じられている。

粟田口弁護士は、以下のようにいう³⁶⁾。すなわち、固定化前に集合物の担保価値の総額が被担保債権残高を下回っているか、下回ることが確実視され、補充による回復の見込みも不透明であるために、売却を継続すれば担保権者に実損を生ずる恐れが高い場合に、再生手続開始決定後、再生債務者が事業の継続のために動産の売却を必要とするケースはどうか。固定化前において、通常の営業の範囲外の処分ないし担保価値維持義務に違反した処分があった場合の効果、特に共益債権としての損害賠償責任・不当利得返還責任の成否・範囲等は、破産管財人の担保価値維持義務を論じた最1小判平成18年12月21日(民集60巻10号3964頁)の判示内容(特に処分の「正当な理由」)、民事再生法1条の趣旨・目的、民事再生債務者の公平誠実義務との関係、担保権実行の機会の有無(中止命令の発令の有無)等にも照らして、慎重な検討を要する。これらの処分があっても、最終的な回収において担保権者に当該処分と因果関係を有する実損が生じなかった場合には、前記の責任はいずれも成立しないとされる³⁷⁾。

その一方で、固定化後、確定された個別動産の処分権は譲渡担保設定者

36) 粟田口・前出注(30)88頁以下。

37) 粟田口・前出注(30)89頁。

から剥奪され、その状態で確定された個別動産を処分した場合、直ちに担保価値維持義務違反を生じる³⁸⁾。固定化後における個別動産の処分と因果関係を有する損害・損失が担保権者に生じた場合、民事再生手続において、再生債務者は、共益債権として、担保権者に対して損害賠償責任または不当利得返還責任を負うという（民再法119条5号・6号³⁹⁾）。

IV 流動動産譲渡担保における設定者の担保価値維持義務

1 森田修によれば、「担保権を機能的に分析すると、そこには①優先弁済を確保する機能、②責任財産を分離する機能、③目的物を管理支配する機能（コントロール機能）がある。……在庫担保権においては③の機能が①の機能を実現するうえで決定的に重要である⁴⁰⁾」という。

流動動産譲渡担保権にあつて、担保価値維持義務の概念は、上記③の機能の具体化であつて、譲渡担保設定者の中途処分権の認められる「通常の営業の範囲」の確定や、補充義務・場所的な保管義務違反の判定に用いられるものであり、また設定者の事業の環境、状況によって通時的に変化していく⁴¹⁾。流動動産の譲渡担保の場合、集合物としての同一性を維持しつつ、その構成部分が変動することが予定されているのであり、譲渡担保権設定者は、通常の営業の範囲内で、個別の動産の処分権を与えられるとともに、処分に見合うだけの仕入れをして、集合物の価値を保持する義務がある⁴²⁾。すなわち、譲渡担保権設定者は、少なくともある時点で存在していた担保対象資産の「担保価値」を「通常の営業の範囲」を超えて減

38) 伊藤眞「集合債権譲渡担保と事業再生型倒産処理手続再考——会社更生手続との関係を中心として」曹時61巻9号（2009年）7頁参照。

39) 東京高判平成20年9月11日金法1877号37頁。

40) 森田修「ABLの契約構造——在庫担保取引のグランドデザイン」金法1959号（2012年）39頁。

41) 森田・前出注(40)40頁。

42) 門口正人「最決平成22年12月2日判批」金法1930号（2011年）46頁、我妻榮『新訂担保物権法』（岩波書店・1968年）666頁。

じてはならないという意味において、「担保価値維持義務」を負っている。あるいは、担保権設定者としては、(約定の) 最少保有資産残高を前提とする「担保価値」を維持する (最少保有資産残高を前提とする「担保価値」を下回る場合には、それに満つるまで補充しなければならない) という意味においても、「担保価値維持義務」を負担している⁴³⁾。

設定者の「通常の営業の範囲内」の処分は、担保権者による授権を根拠とする以上 (前掲最判平成18年7月20日)、維持すべき担保価値の下限を結果的に損なうような処分は、「通常の営業の範囲」を超える処分であるとされる⁴⁴⁾。例えば、売買代金を売主の買主に対する既存の債務の弁済に充当するという約定がなされている場合、このような売買は、実質的意義においては、債務の弁済に代えて譲渡担保の目的動産を譲渡するという代物弁済の契約に他ならない。譲渡担保権設定者の資力状態が悪化した後でそのような取引がなされた場合に譲渡担保の効力を否定してしまえば、本来は譲渡担保権者に劣後すべき一般債権者に優先的な弁済を認めることになりかねないため、そのような売買は、「通常の営業の範囲内」ということはできない⁴⁵⁾。

譲渡担保「設定者は、通常の営業の範囲で譲渡物件の売却・加工等の処分ができる。ただし、担保権者が処分限度を指定したときは、その限度を超える処分につき、担保権者の同意を得なければならない」との条項が設けられた場合、譲渡担保設定当事者間では、当該限度を超える処分が担保価値維持義務違反とされる⁴⁶⁾。担保失期の客観的要件を担保失期事由と呼べば、その中核には被担保債権の履行遅滞ではなく、担保価値維持義務違反が置かれるべきであって、在庫担保においては、それが具体化された義務、例えば中途処分の制限、補充義務、保管義務等について、その重大

43) 植竹勝「ABLにおける担保価値維持義務——ABL取引に関する契約実務を踏まえて」
金法1967号(2013年)27頁。

44) 粟田口・前出注(30)89頁。

45) 古積健三郎「最判平成18年7月20日判比」民商136巻1号(2007年)34頁。

46) 森田・前出注(40)41頁。

な違反が失期事由とされる⁴⁷⁾。

2 以上より、例えば、第三者が集合物の構成個物を毀滅させた後、譲渡担保設定者が、個別動産の補充を懈怠し、集合物の全体の価値の維持を怠ることが設定者の担保価値維持義務違反であることは明らかであろう。このとき、譲渡担保権者には、どのような救済手段が与えられるべきか。

東京地判平成6年3月28日（判時1503号95頁）は、養豚場に存する豚を対象資産とする「集合動産譲渡担保」の場合に、譲渡担保権設定者が種豚を補充せず、「集合体」の構成要素となっている豚（種豚および肉豚）を順次淘汰毀滅、売却出荷した行為が集合動産譲渡担保権を侵害し、不法行為を構成するとした。このとき、譲渡担保設定者自身が不法行為の加害者であるから、設定者自身には、処分の相手方との関係で損害賠償請求権は発生しない。むしろ、転売により発生する売却代金債権に対して、譲渡担保権者が物上代位できるかが問題となる。

他方、第三者による集合物ないしその構成個物を毀損する行為は、設定者に、加害者に対する損害賠償請求権を発生させ、この損害賠償請求権に対して譲渡担保権者が物上代位できるかが問題となり得る。固定化以前の段階で流動性が保たれている限り、譲渡担保権者が加害者たる第三者に対して直接不法行為に基づく損害賠償請求権を行使できると解すべき理由は乏しい。しかし、前掲最決平成22年12月2日が、営業の継続中であっても保険金請求権への物上代位を認める特約の余地を肯定することからみて、以上の場合の設定者の取得する不法行為に基づく損害賠償請求権に対する物上代位権行使の特約もまた、有効と解し得る⁴⁸⁾。同決定については、

47) 森田・前出注(40)45頁。被担保債権の期限の利益喪失と担保権侵害による損害賠償請求権との関係につき、清水恵介「担保権侵害に対する一般救済手段の相互関係——担保権固有の損害賠償請求権を中心として——」日本法学79巻4号（2014年）154頁以下を参照。

48) 小山泰史「流動動産譲渡担保に基づく物上代位——最一決平成22・12・2金判1356号10頁を契機として」NBL950号（2011年）30頁を一部改説する。物上代位権行使の特約が結ばれ物上代位がなされたとしても、その後構成個物の適正な処分が営業の過程で継続されれば、設定者のキャッシュフローの循環は継続されるからである。なお、いかなる場合に集合動産譲渡担保につき物上代位権が行使できるかの整理につき、山口明『ABLの法』

譲渡担保が実行段階に入らないと (=被担保債権の弁済期が到来し、不履行に陥っていて譲渡担保を実行できる段階)、譲渡担保設定者の取得する損害賠償請求権や損害保険金請求権に対しては原則として物上代位ができないとしたと捉える見解⁴⁹⁾や、当該集合動産譲渡担保契約が想定する目的動産を用いた営業が継続するとはいえない場合に、保険金請求権への物上代位を認めると解する見解⁵⁰⁾があり、また、同決定からは、物上代位権が行使可能となる時期を担保失期と結びつけることも考えられるという⁵¹⁾。

3 譲渡担保権設定者が補充義務を負うことの裏返しとして、譲渡担保権者には「集合体の価値を維持(構成要素である個別動産を処分したときは代償物を補充)すべきことを請求する権利」が認められ、譲渡担保設定者と譲渡担保権者とのこうした権利義務関係は、単に「譲渡担保権設定契約」において定められる契約上の権利義務としての効力(債権の効力)を有するにとどまらず、物権的効力(物権的権利義務関係)としての性格を有していると理解する説がある⁵²⁾。

森田修によれば、前掲最決平成22年12月2日からは、「集合物譲渡担保契約が営業の継続を前提とする」という論理が抽出され、ここから、集合動産譲渡担保が譲渡担保権設定者に、当該担保目的物である「目的動産」を用いた「通常の営業の継続」がある間には担保権実行を受けない状態を保証されるという利益が「契約関係として」認められていると理解し得る。これは、集合物の構成個物上の担保権の物権としての範囲を確定することとは異なる問題であり、その限りで「通常の営業の継続」は契約法上の概念であるといえる⁵³⁾。この点は、同決定が、担保目的物が一部滅失したが営業が継続中であっても保険金請求権への物上代位権行使の特約を

↳ 律実務——実務対応のガイドブック』(日本評論社・2011年)52頁図表9を参照。

49) 田高寛貴「最決平成22年1月22日判批」金判1372号(2011年)5頁。

50) 森田・前出注(25)61頁。

51) 森田・前出注(40)45頁注(19)。なお、田村・前出注(25)14頁以下も参照。

52) 植竹・前出注(43)22頁。

53) 森田・前出注(40)60頁。

認めることもとも整合的である、という⁵⁴⁾。

4 もっとも、担保価値維持義務を、流動資産譲渡担保と流動債権譲渡担保とで同視してよいかは別の問題である。

ある論者は、「ここでいう担保価値維持義務は、流動資産（流動資産・流動債権等）を対象とする譲渡担保権において、譲渡担保権者が譲渡担保権設定者に対して有する『担保価値維持請求権』およびこれに対して譲渡担保権設定者が譲渡担保権者に対して負う『担保価値維持義務』の権利義務関係を表現する意味合いにおいて用いる」。また、「かかる『担保価値維持義務』は、担保権設定者と担保権者との間における担保権設定契約に基づく権利義務関係（債権的効力）としてのみ捉えられるべきものではなく、譲渡担保権が有する中核的な物権的効力として承認されるべきである⁵⁵⁾」として、流動資産・流動債権を区別せず、担保価値維持請求権に物権的な効力を認めようとする。

しかし、最判平成13年11月22日（民集55巻6号1056頁）は、「既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲（筆者注：譲渡人）から乙（筆者注：譲受人）に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきである」としており、また、最判平成19年2月15日（民集61巻1号243頁）は、「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されている」、としている。流動債権譲渡担保の場合、債権が譲渡担保権者に完全に移転し、担保目的による制約は担保設定（債権譲渡）当事者間

54) 森田・前出注(40)60頁。ただし、野村剛「集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権行使が可能な売買代金債権の範囲（名古屋高裁金沢支判平成26・10・31判批）」新判例解説 Watch（web版）倒産法 No. 27（2015年）4頁は異なる理解を示す。

55) 植竹・前出注(43)21頁。

の内部的な合意として位置づけられている⁵⁶⁾。よって、「担保価値維持義務」も、流動動産譲渡担保の場合には物権的効力を有すると解する余地もあるが、流動債権譲渡担保にあつては譲渡担保（債権譲渡）当事者間の債権的な効力を有するにとどまるといえよう⁵⁷⁾。また、たとえ前者の場合であっても、担保設定契約に具体的な契約条項がない場合に、どの範囲で担保価値維持義務が認められるかは、一義的には明らかではない。この点は、未だ未解明な部分が多く、なお議論を重ねる必要があると思われる。

V 結 語

流動動産譲渡担保の設定者に認められる処分権は、設定者が集合物として指定された倉庫に商品を搬入し、通常の営業の範囲で処分をするという内容が中心であった。これに対して、流動（集合）債権譲渡担保の場合、将来発生する債権の価値の源泉となる資産を設定者に留保し、その資産を用いて譲渡債権を発生させることが設定者の義務であり、その義務の履行のために処分権が与えられている、という構造を有している⁵⁸⁾。流動動産譲渡担保と流動債権譲渡担保を併用する ABL を考えるとき、前者にあつては、個別動産の処分によって売却代金債権が生じるため、設定者の処分権は債権譲渡担保の目的財産を発生させる前提をもなしている。つまり、両担保手段が在庫品（設定者がメーカーであれば仕掛品・製品）→売掛債権の商流を担保として把握するとき、流動動産譲渡担保における設定者の処分権は、流動債権譲渡担保の設定者の資産を形成する前段階の位置に組み込まれているのである。

こうして、流動動産・債権譲渡担保の併用形態の ABL において、担保

56) 植竹・前出注(43)23頁。

57) 植竹・前出注(43)23頁。小山泰史「最決平成22年12月2日判批」判評832号（判時2120号）18頁（2011年）も参照。

58) 清水祐介・前出注(8)15頁。

設定者に担保権者から与えられた「処分権」の射程は、両担保権全体について設定者の担保価値維持義務ないし原因関係維持義務の範囲を画するのであって、その処分権の内容は、① 譲渡済みの将来債権を発生させる契約を構成個物の譲受人となる者と締結して、実際に売却代金債権を発生させること、② 売却の契約に従って、在庫品を通常の営業の範囲内で処分し、その後設定契約で定められた価値を維持するのに見合った数量の在庫品を補充すること、③ 設定者側の第三債務者に対する債務を履行して、発生した譲渡債権の第三債務者の抗弁を喪失させること、という3段階の構造を有することになる⁵⁹⁾。商流の過程で、例えば第三者から集合物全体を毀損する加害行為を受けた場合、設定者がその復旧をなすのはその担保価値維持義務に基づくこととなる。設定者自身が集合物を構成する個物を取り扱う原因関係（在庫品の製造や卸売商であればその仕入れ関係の契約）の事業を廃止したり、他に事業譲渡をすれば、原因関係を維持する義務の違反を生じ、その事由が特約により失期事由となっていれば、譲渡担保（流動動産・債権）の実行が可能となる。もっとも、特に原因関係を維持する義務は、一面において担保権者が担保設定者の経営判断に干渉する余地を認めることを意味する。債務者の経営判断が制約を受ける民事再生等の倒産手続の下では、（再生）債務者の経営に対する一定の干渉については正当化されるが、倒産手続外で担保価値維持義務を広範に設定者に課すことが妥当であるかは、なお検討を要する課題であろう。

以上、本稿では、流動動産・債権譲渡担保についてその侵害の態様等について検討し、この論点が、担保設定者の担保価値維持義務とその違反に関連づけて論じられるべきことを明らかにしてきた。もっとも、その検討はまだ緒に就いたばかりで不十分であり、今後も検討を継続する必要がある。

* 本稿は、2015年度科研費基盤研究(C)課題番号26380128による研究成果の一部である。

59) 清水祐介・前出注(8)17頁。